

第2章 防 災 組 織

2-1-1 青森県附属機関に関する条例（抄）（昭和36年1月5日青森県条例第14号）

（趣 旨）

第一条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第二条 県に別表第一に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第三条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（第三項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第二の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十三第二項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第五十八条の八第三項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「新認定こども園法」という。）第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

（会 長 等）

第四条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第一及び別表第二の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第五条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第一及び別表第二の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第六条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県行政不服審査会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以

下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長(青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長)が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。))及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。))の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」という。))の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。))、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。))及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十二条第六項及び第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもつて決する。

5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(防災会議の部会)

第十六条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 前項の部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 第一項の部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 前項の部会長に事故があるときは、第一項の部会に属する委員のうちから前項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(防災会議の幹事)

第十七条 防災会議に、幹事五十五人以内を置く。

2 前項の幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 第一項の幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(防災会議の議事等)

第十八条 第六条及び前二条に定めのあるものを除くほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議の会長が防災会議に諮つて定める。

(部会等)

第三十条 法令に別に定めのあるもの及び第八条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第三十一条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和三十六年二月一日から施行する。

(省略)

附 則 (令和元年条例第四〇号) 抄

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

2-1-2 青森県防災会議地震部会設置要綱

(危機管理局)

(設 置)

第1条 地震災害対策の整備促進を図るため、青森県附属機関に関する条例（昭和36年1月5日青森県条例第14号）第8条の規定に基づき、青森県防災会議に地震部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所 掌 事 務)

第2条 部会は、次の事項を調査検討する。

- 1 地盤、地質の基礎調査に関する事項
- 2 地震による被害の想定に関する事項
- 3 地震災害の予防措置に関する事項
- 4 地震災害の応急対策に関する事項
- 5 その他震災対策に関し必要な事項

(組 織)

第3条 部会は会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

(会 議)

第4条 部会は部会長が招集し、議長となる。

(事 務 局)

第5条 部会に関する庶務は、青森県防災会議事務局（青森県総務部防災消防課）が行う。

(雑 則)

第6条 この要綱の定めるものの他、部会の運営について必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和54年10月9日から施行する。

2-1-3 青森県防災会議運営要綱

(危機管理局)

(趣 旨)

第1条 青森県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、青森県附属機関に関する条例（昭和36年青森県条例第14号）に定めるところによるほか、この要綱によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めたとき又は、委員2名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。

(会長の職務代理)

第2条の2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副知事の職にある委員がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

(議 決)

第4条 防災会議は、出席委員（代理者を含む。）全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(会 議 録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専 決 処 分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係機関の長に対し資料又は、情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 青森県災害対策本部の設置について、知事に意見を具申すること。
- (5) 市町村地域防災計画の作成又は、修正について知事に意見を具申すること。

2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は専決することができるものとする。

3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

(部 会)

第7条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

2 部会の運営、その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(幹 事 会)

第8条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、知事の任命した幹事をもって構成し、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理するものとする。

- (1) 防災会議に付議すべき事項

(2) その他会長から命ぜられた事項

4 幹事会の運営は、防災会議に準ずるものとする。

(事務局)

第9条 防災会議の事務を処理するため、事務局を青森県総務部防災消防課に置く。ただし、防災会議に付議する事項が原子力防災に係るものみの場合は、事務局は青森県環境生活部原子力安全対策課とする。

2 会長は、第6条第1項及び第2項の規定により専決することができる事務のうち、次に掲げる事務を、事務局の長に専決させることができるものとする。

(1) 定例（第6条第1項第5号の規定により意見がない場合を含む。）又は軽易な照会、回答、報告及び調査等に関すること。

(2) その他の事項で会長が指示したものに関すること。

3 事務局の長は、前項により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、会長にこれを報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど会長が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成11年11月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

2-1-4 青森県防災会議委員・幹事等

【危機管理局】

会 長 青森県知事

指定地方行政機関（災害対策基本法第15条第5項第1号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
東 北 管 区 警 察 局	総務監察・広域調整部長	災 害 対 策 官
東 北 総 合 通 信 局	総 務 部 長	-
東 北 財 務 局	青 森 財 務 事 務 所 長	総 務 課 長
東 北 厚 生 局	局 長	-
青 森 労 働 局	局 長	総 務 課 長
東 北 農 政 局	局 長	地 方 参 事 官（青森県担当）
東 北 森 林 管 理 局	局 長	青 森 森 林 管 理 署 長
東 北 経 済 産 業 局	総 務 企 画 部 長	-
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	東 北 支 部 長	-
東 北 地 方 整 備 局	局 長	青 森 河 川 国 道 事 務 所 長
東 北 運 輸 局	局 長	青 森 港 湾 事 務 所 長
東 京 航 空 局	三 沢 空 港 事 務 所 長	青 森 運 輸 支 局 長
東 北 地 方 測 量 部	部 長	青 森 空 港 出 張 所 長
仙 台 管 区 気 象 台	青 森 地 方 気 象 台 長	防 災 情 報 管 理 官
第 二 管 区 海 上 保 安 本 部	青 森 海 上 保 安 部 長	防 災 管 理 官
東 北 地 方 環 境 事 務 所	所 長	警 備 救 難 課 長
東 北 防 衛 局	局 長	総 務 課 長
		-

陸上自衛隊（災害対策基本法第15条第5項第2号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
陸上自衛隊第9師団	師 団 長	司 令 部 第 3 部 長

教育委員会（災害対策基本法第15条第5項第3号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
青森県教育委員会	教 育 長	教 育 次 長（2名）

警察本部（災害対策基本法第15条第5項第4号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
青森県警察本部	本 部 長	警 備 部 長

知事部局の職員（災害対策基本法第15条第5項第5号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
青 森 県	副 知 事 （ 2 名 ） 総 務 部 長 企 画 政 策 部 長 環 境 生 活 部 長 健 康 福 祉 部 長 商 工 労 働 部 長 農 林 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 危 機 管 理 局 長 観 光 国 際 戦 略 局 長 エ ネ ル ギ ー 総 合 対 策 局 長 会 計 管 理 者	総 務 部 次 長 （ 2 名 ） 企 画 政 策 部 次 長 （ 2 名 ） 環 境 生 活 部 次 長 （ 2 名 ） 健 康 福 祉 部 次 長 （ 2 名 ） 商 工 労 働 部 次 長 （ 2 名 ） 農 林 水 産 部 次 長 農 林 水 産 部 農 商 工 連 携 推 進 監 県 土 整 備 部 理 事 県 土 整 備 部 次 長 観 光 国 際 戦 略 局 次 長 エ ネ ル ギ ー 総 合 対 策 局 次 長 出 納 局 次 長 県 土 整 備 部 河 川 砂 防 課 長 危 機 管 理 局 次 長 危 機 管 理 局 防 災 危 機 管 理 課 長

市町村及び消防機関（災害対策基本法第15条第5項第6号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
青 森 県 市 長 会 青 森 県 町 村 会 公 益 財 団 法 人 青 森 県 消 防 協 会 青 森 県 消 防 長 会	会 長 会 長 会 長 会 長 (青 森 地 域 広 域 事 務 組 合 消 防 長)	委 員 の 属 す る 市 の 危 機 管 理 監 委 員 の 属 す る 町 村 の 防 災 担 当 課 長 — 青 森 地 域 広 域 事 務 組 合 消 防 本 部 警 防 課 長

指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第15条第5項第7号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 日 本 郵 便 株 式 会 社 日 本 銀 行 日 本 赤 十 字 社 日 本 放 送 協 会 国 立 研 究 開 発 法 人 日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構 東 北 電 力 株 式 会 社 日 本 通 運 株 式 会 社 東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 公 益 社 団 法 人 青 森 県 医 師 会 青 森 ガ ス 株 式 会 社 青 い 森 鉄 道 株 式 会 社 公 益 社 団 法 人 青 森 県 バ ス 協 会 青 森 放 送 株 式 会 社	盛 岡 支 社 青 森 支 店 長 青 森 支 店 長 青 森 中 央 郵 便 局 長 青 森 支 店 長 青 森 県 支 部 事 務 局 長 青 森 放 送 局 長 青 森 研 究 開 発 セ ン タ ー 所 長 執 行 役 員 青 森 支 店 長 青 森 支 店 長 東 北 支 社 青 森 管 理 事 務 所 長 会 長 代 表 取 締 役 社 長 代 表 取 締 役 社 長 会 長 報 道 局 長	副 支 店 長 設 備 部 長 総 務 部 長 総 務 課 長 事 業 推 進 課 長 放 送 部 長 — 総 務 広 報 部 長 次 長 副 所 長 — 取 締 役 供 給 部 長 取 締 役 経 営 戦 略 本 部 安 全 対 策 部 長 専 務 理 事 報 道 部 長

自主防災組織及び学識経験者（災害対策基本法第15条第5項第8号によるもの）

機 関 名	委 員	幹 事
相 馬 町 町 会 防 災 会 国 立 大 学 法 人 弘 前 大 学 特 定 非 営 利 活 動 法 人 青 森 県 防 災 士 会 特 定 非 営 利 活 動 法 人 あ お も り 男 女 共 同 参 画 を す す め る 会 社 会 福 祉 法 人 青 森 県 社 会 福 祉 協 議 会 公 益 社 団 法 人 青 森 県 看 護 協 会 青 森 県 幼 少 年 女 性 防 火 委 員 会 女 性 防 火 部 会	会 長 名 誉 教 授 代 表 理 事 理 事 長 副 会 長 会 長 部 会 長	— — — — — — —

2-1-5 青森県防災会議幹事会の議長となる者及び順位

(危機管理局)

平成29年2月

青森県防災会議運営要綱第8条第2項に規定する幹事会の議長となる者及び順位を次のとおり定める。

- 1 青森県防災会議幹事会の議長となる者及び順位は、次のとおりとする。
 - (1) 危機管理局次長
 - (2) 防災危機管理課長（防災会議に付議する事項が原子力防災に係るもののみの場合にあつては、原子力安全対策課長）

2-3-1 青森県災害対策本部条例 (昭和37年10月15日) (青森県条例第60号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、知事が設置する災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 災害対策本部に置かれる前3項以外の職員は、災害対策本部員の事務を補助する。

(部)

第3条 災害対策本部に知事が必要を認める部を置く。

2 部に部長を置き、知事の指名する災害対策本部員をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから知事が指名する。

2 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

4 現地災害対策本部に置かれる前2項以外の職員は、現地災害対策本部員の事務を補助する。

(その他の事項)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

(附 則)

この条例は、公布の日から施行する。

2-3-2 青森県災害対策本部に関する規則 (昭和38年4月11日 青森県規則第29号)

(趣 旨)

第一条 この規則は、青森県災害対策本部条例(昭和三十七年十月青森県条例第六十号)第三条第一項及び第五条に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置場所)

第二条 本部の名称及び設置場所は、その都度知事が定める。

(副本部長及び本部員)

第三条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事をもつて充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

- 一 本庁の部長、危機管理局長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長及び出納局長
- 二 青森県教育長
- 三 青森県警察本部長

(本部会議)

第四条 本部に災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもつて構成する会議を置く。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策に関する実施計画並びに総合調整を要する事項を審議する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定による順序の例により、副本部長がこれを代理する。

(部及び部長等)

第五条 本部に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、同表の下欄に掲げる職にある本部員をもつて充てる。

部 名	職 名
統括調整部	危機管理局長
総務部	総務部長
企画政策部	企画政策部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長
危機管理部	危機管理局長
観光国際戦略部	観光国際戦略局長
エネルギー総合対策部	エネルギー総合対策局長
出納部	出納局長

2 統括調整部に副本部長を置き、危機管理局の次長及び参事をもつて充てる。

(部の事務分掌)

第六条 前条第一項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

統括調整部

- 一 災害応急対策の統括に関すること。

- 二 他の部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 関係機関が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 四 災害に関する情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 五 他の部に属さない事項に関すること。
- 六 その他本部の庶務に関すること。

総務部

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号。以下「部等設置条例」という。）第二条第一号に規定する総務部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

企画政策部

部等設置条例第二条第二号に規定する企画政策部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

環境生活部

部等設置条例第二条第三号に規定する環境生活部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

健康福祉部

部等設置条例第二条第四号に規定する健康福祉部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

商工労働部

部等設置条例第二条第五号に規定する商工労働部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

農林水産部

部等設置条例第二条第六号に規定する農林水産部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

県土整備部

部等設置条例第二条第七号に規定する県土整備部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

危機管理部

部等設置条例第二条第八号に規定する危機管理局の事務分掌のうち災害に関連する事項（統括調整部の事務を除く。）に関すること。

観光国際戦略部

部等設置条例第二条第九号に規定する観光国際戦略部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

エネルギー総合対策部

部等設置条例第二条第十号に規定するエネルギー総合対策部の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

出納部

出納局の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

2 前項に定めるもののほか、各部は、災害予防及び災害応急対策の実施に関し知事が特に命じた事務を分掌する。

（ 班 ）

第七条 前条に規定する部に別に定めるところにより班を置くことができる。

（災害情報連絡員）

第八条 統括調整部に災害情報連絡員を置き、財政課、企画調整課、県民生活文化課、健康福祉政策課、商工政策課、農林水産政策課、監理課、観光企画課、エネルギー開発振興課及び会計管理課の長がその所属の職員のうちから指名するものとする。

2 災害情報連絡員は、災害情報に連絡に当るものとする。

（支部の設置）

第九条 知事は、地方における災害対策の円滑な遂行を図るため必要がある場合は、本部に必要な地方支部（以下「支部」という。）を置く。

- 2 前項の規定により支部を置く場合の支部の名称、位置及び所管区域は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。
- 3 知事は、支部を置いたとき又は支部を廃止したときは、その旨を直ちにインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(支部の所掌事務)

第十条 支部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 災害に関する情報の収集及び報告に関すること。
- 二 災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。
- 三 関係機関との連絡に関すること。
- 四 その他本部長が命じた事項に関すること。

(支部長等)

第十一条 支部に支部長、副支部長、支部員その他の職員を置き、支部長は別表の当該支部の項の構成員の欄に掲げる地域県民局長をもって充て、副支部長は同表の当該支部の項の構成員の欄に掲げる地域県民局の地域連携部長をもって充て、支部員は同表の当該支部の項の構成員の欄に掲げる職にある者をもって充て、その他の職員は支部員がその所属の職員のうちから指名するものとする。

- 2 支部長は、本部長の命を受け支部の事務を掌理する。
- 3 副支部長は、支部長を助け、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 支部員は、支部長の命を受け支部の事務に従事する。
- 5 その他の職員は、支部員の事務を補助する。

(支部連絡会議)

第十二条 支部に支部長、副支部長及び支部員で構成する連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、支部の所管区域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関する事項について連絡調整を図るものとする。
- 3 連絡会議は、支部長が主宰する。ただし、支部長が主宰できないときは、副支部長がこれを代理する。

(支部の事務局)

第十三条 支部に、支部の事務を統括するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は支部長が地域県民局の地域連携部の職員のうちから指名し、その他の職員は支部長がその所属の職員のうちから指名するものとする。

(支部の災害情報の報告)

第十四条 支部が収集した災害に関する情報は、当該支部の支部長が統括調整部長に報告するものとする。

別表（第九条、第十一条関係）

名 称	位 置	所 管 区 域	構 成 員
東青地方支部	青 森 市	青 森 市 東 津 軽 郡	東青地域県民局長 東青地域県民局地域連携部長 東青地域県民局県税部長 東青地域県民局環境管理部長 東青地域県民局地域健康福祉部長 東青地域県民局地域農林水産部長 東青地域県民局地域整備部長 東青教育事務所長

名 称	位 置	所管区域	構 成 員
中南地方支部	弘 前 市	弘 前 市 黒 石 市 平 川 市 南 津 軽 郡 中 津 軽 郡	中南地域県民局長 中南地域県民局地域連携部長 中南地域県民局県税部長 中南地域県民局環境管理部長 中南地域県民局地域健康福祉部長 中南地域県民局地域農林水産部長 中南地域県民局地域整備部長 中南教育事務所長
三八地方支部	八 戸 市	八 戸 市 三 戸 郡	三八地域県民局長 三八地域県民局地域連携部長 三八地域県民局県税部長 三八地域県民局環境管理部長 三八地域県民局地域健康福祉部長 三八地域県民局地域農林水産部長 三八地域県民局地域整備部長 八戸工業用水道管理事務所長 三八教育事務所長
西北地方支部	五所川原市	五所川原市 つ が る 市 西 津 軽 郡 北 津 軽 郡	西北地域県民局長 西北地域県民局地域連携部長 西北地域県民局県税部長 西北地域県民局地域健康福祉部長 西北地域県民局地域農林水産部長 西北地域県民局地域整備部長 西北教育事務所長
上北地方支部	十和田市	十和田市 三 沢 市 上 北 郡	上北地域県民局長 上北地域県民局地域連携部長 上北地域県民局県税部長 上北地域県民局地域健康福祉部長 上北地域県民局地域農林水産部長 上北地域県民局地域整備部長 上北教育事務所長
下北地方支部	む つ 市	む つ 市 下 北 郡	下北地域県民局長 下北地域県民局地域連携部長 下北地域県民局県税部長 下北地域県民局環境管理部長 下北地域県民局地域健康福祉部長 下北地域県民局地域農林水産部長 下北地域県民局地域整備部長 下北教育事務所長

2-3-3 青森県災害対策本部の班に関する規程

昭和三十八年八月十日
 青森県訓令甲第二十六号
 庁中一般
 各出先機関

青森県災害対策本部の班に関する規程を次のように定める。

青森県災害対策本部の班に関する規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）第七条の規定に基づき班の設置及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(班の名称、班長等)

第二条 部に班を置く。

2 班の名称は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、班に班長を置き、班長は、同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部 名	班 名	班 長
統 括 調 整 部	統 括 班 情 報 班 対 策 班 受 援 班 総 務 班 広 報 班 原 子 力 班	災害対策本部長が別に指定した職にある者
総 務 部	財 政 班 秘 書 班 人 事 班 行 政 経 営 班 総 務 学 事 班 税 務 課 班 市 町 村 班 財 産 管 理 班 工 事 検 査 班	財 政 課 長 秘 書 課 長 人 事 課 長 行 政 経 営 課 長 総 務 学 事 課 長 税 務 課 長 市 町 村 課 長 財 産 管 理 課 長 工 事 検 査 課 長
企 画 政 策 部	企 画 調 整 班 交 通 政 策 班 地 域 活 力 振 興 班 広 報 広 聴 班 統 計 分 析 班 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 班	企 画 調 整 課 長 交 通 政 策 課 長 地 域 活 力 振 興 課 長 広 報 広 聴 課 長 統 計 分 析 課 長 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 室 長
環 境 生 活 部	県 民 生 活 文 化 班 青 少 年 ・ 男 女 共 同 参 画 班 環 境 政 策 班 環 境 保 全 班 自 然 保 護 班	県 民 生 活 文 化 課 長 青 少 年 ・ 男 女 共 同 参 画 課 長 環 境 政 策 課 長 環 境 保 全 課 長 自 然 保 護 課 長
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 政 策 班 が ん ・ 生 活 習 慣 病 対 策 班 医 療 薬 務 班 保 健 衛 生 班 高 齢 福 祉 保 険 班	健 康 福 祉 政 策 課 長 が ん ・ 生 活 習 慣 病 対 策 課 長 医 療 薬 務 課 長 保 健 衛 生 課 長 高 齢 福 祉 保 険 課 長

部 名	班 名	班 長
健 康 福 祉 部	こ ども み ら い 班 障 害 福 祉 班	こ ども み ら い 課 長 障 害 福 祉 課 長
商 工 労 働 部	商 工 政 策 班 地 域 産 業 班 産 業 立 地 推 進 班 新 産 業 創 造 班 労 政 ・ 能 力 開 発 班	商 工 政 策 課 長 地 域 産 業 課 長 産 業 立 地 推 進 課 長 新 産 業 創 造 課 長 労 政 ・ 能 力 開 発 課 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 班 総 合 販 売 戦 略 班 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 班 団 体 経 営 改 善 班 構 造 政 策 班 農 産 園 芸 班 り ん ご 果 樹 班 畜 産 班 林 政 班 農 村 整 備 班 水 産 振 興 班 漁 港 漁 場 整 備 班	農 林 水 産 政 策 課 長 総 合 販 売 戦 略 課 長 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課 長 団 体 経 営 改 善 課 長 構 造 政 策 課 長 農 産 園 芸 課 長 り ん ご 果 樹 課 長 畜 産 課 長 林 政 課 長 農 村 整 備 課 長 水 産 振 興 課 長 漁 港 漁 場 整 備 課 長
県 土 整 備 部	監 理 班 整 備 企 画 班 道 路 班 河 川 砂 防 班 港 湾 空 港 班 都 市 計 画 班 建 築 住 宅 班	監 理 課 長 整 備 企 画 課 長 道 路 課 長 河 川 砂 防 課 長 港 湾 空 港 課 長 都 市 計 画 課 長 建 築 住 宅 課 長
危 機 管 理 部	防 災 危 機 管 理 班 消 防 保 安 班 原 子 力 安 全 対 策 班	防 災 危 機 管 理 課 長 消 防 保 安 課 長 原 子 力 安 全 対 策 課 長
観 光 国 際 戦 略 部	観 光 企 画 班 誘 客 交 流 班 国 際 経 済 班	観 光 企 画 課 長 誘 客 交 流 課 長 国 際 経 済 課 長
エ ネ ル ギ ー 総 合 対 策 部	エ ネ ル ギ ー 開 発 振 興 班 原 子 力 立 地 対 策 班	エ ネ ル ギ ー 開 発 振 興 課 長 原 子 力 立 地 対 策 課 長
出 納 部	会 計 管 理 班 財 務 指 導 班	会 計 管 理 課 長 財 務 指 導 課 長

- 3 班は、それぞれ前項の表の下欄に掲げる職にある者の置かれた課及び室に所属する職員をもつて編成する。ただし、統括調整部に置かれる班にあつては、全部局の職員をもつて編成する。
- 4 班長は、分担事務を処理するため、必要なチームを設け、当該チームの分担事務並びにチームリーダー及びチーム員を定めておかなければならない。

(班の分担事務)

第三条 前条に規定する班の分担事務は、知事が別に定める。

2-3-4 青森県教育庁の災害対策に関する事務の分担

【教育庁】

部 名	分 掌 事 務
教 育 部	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和32年4月青森県教育委員会規則第6号）に規定する各課（室）の事務分掌のうち災害に関連する事項に関すること。

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	分 担 事 務
教 育 部 (教 育 長)	教育政策班 (教育政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育部分掌事務に係る被災状況及び措置状況の取りまとめに関すること。 2. 統括調整部との連絡調整及び人員派遣に関すること。 3. 教育部各班及び出先機関、教育機関との連絡調整に関すること。 4. 文部科学省（災害情報担当部局）との連絡調整に関すること。 5. 教育部分掌事務に係る被災状況及び措置状況の広報に関すること。 6. 教育部分掌事務に係る災害予算の取りまとめに関すること。 7. その他教育部内の総合調整に関すること。
	職員福利班 (職員福利課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会職員（教職員を除く）の被災状況の情報収集に関すること。 2. 教育委員会職員（教職員を除く）による人的支援の調整に関すること。 3. 公立学校共済青森支部及び青森県教職員互助会との貸付・給付に係る連絡調整に関すること。
	学校教育班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員（公立特別支援学校）の被災状況の情報収集に関すること。 2. 臨時休業（公立特別支援学校）の情報収集に関すること。 3. 教職員（公立特別支援学校）による人的支援の調整に関すること。 4. 県立学校における応急の教育の実施に関すること。 5. 教科書及び学用品の調達及び給与に関すること。 6. 就学援助（学用品費、体育実技用具費、通学用品費等）に関すること。 7. 幼児、児童、生徒に対する心のケア（スクールカウンセラーの派遣等）に関すること。
	教職員班 (教職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員（公立幼・小・中・高等学校）の被災状況の情報収集に関すること。 2. 臨時休業（公立幼・小・中・高等学校）の情報収集に関すること。 3. 教職員（公立幼・小・中・高等学校）による人的支援の調整に関すること。

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	分 担 事 務
教 育 部 (教 育 長)	学校施設班 (学校施設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県立学校施設・設備（学校林含む）の被災状況の情報収集に関すること。 2. 県立学校施設・設備（学校林含む）の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 3. 市町村立学校施設・設備（学校林含む）の被災状況の情報収集に関すること。 4. 市町村立学校施設・設備（学校林含む）の災害応急対策の指導及び助言（国庫補助等申請等）に関すること。 5. 県立学校施設における避難所開設及び運営の連絡調整に関すること。 6. 県立高等学校の被災生徒の授業料免除・就学支援金支給手続等に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設・設備（博物館等を除く）の被災状況の情報収集に関すること。 2. 社会教育施設・設備（博物館等を除く）の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 3. 県立社会教育施設における避難所開設及び運営の連絡調整に関すること。
	スポーツ健康班 (スポーツ健康課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会体育施設・設備の被災状況の情報収集に関すること。 2. 社会体育施設・設備の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 3. 公立学校の幼児・児童・生徒等の被災状況（転出入含む）の情報収集に関すること。 4. 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡調整に関すること。 5. 県立社会体育施設における避難所開設及び運営の連絡調整に関すること。 6. 公立学校の幼児・児童・生徒等の安全確保及び避難所開設・運営に関する指導に関すること。 7. 学校保健（健康管理）及び環境衛生に関する指導に関すること。 8. 学校給食の実施状況の情報収集及び給食再開に向けた連絡調整に関すること。 9. 就学援助（医療費、学校給食費）に関すること。
	文化財保護班 (文化財保護課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財等の被災状況の情報収集に関すること。 2. 文化財等の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。 3. 博物館等（文化財関連）施設・設備の被災状況の情報収集に関すること。 4. 博物館等（文化財関連）施設・設備の災害応急対策の実施（応急復旧、予算措置、国庫補助等申請等）に関すること。
	高等学校教育改革推進班 (高等学校教育改革推進室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育部各班の応援に関すること。

2-3-5 青森県警察本部の災害対策に関する事務の分担

【県警察本部】

機 関 名	任 務
警 察 本 部	青森県警察災害警備計画に規定する任務に関すること。

機 関 名 (本部長)	担 当 部 門 (幕 僚)	任 務
警 察 本 部 (警察本部長)	警 務 部 (警務部長)	1. 他機関等との連絡調整に関すること。 2. 紛失物に関すること。 3. 車両の給油に関すること。
	総 務 室 (総務室長)	1. 職員等の被害状況の調査に関すること。 2. 職員の健康管理に関すること。 3. 情報管理システムの復旧対策に関すること。
	警 備 部 (警備部長)	1. 被害事態の把握に関すること。 2. 人名救助及び避難誘導に関すること。 3. 災害対策本部の設置及び各班の連絡調整に関すること。
	刑 事 部 (刑事部長)	1. 遺体の検視、搬送、安置に関すること。 2. 遺体の身元確認に関すること。 3. 遺体の引き渡しに関すること。
	生活安全部 (生活安全部長)	1. 危険物等の取締りに関すること。 2. 被災地における防犯対策に関すること。 3. 行方不明者の受付、手配に関すること。
	交通部 (交通部長)	1. 交通規制に関すること。 2. 緊急交通路の確保に関すること。 3. 交通被害の実態把握に関すること。
	情報通信部 (情報通信部長)	1. 通信施設の被害状況の把握に関すること。 2. 通信施設の保全等に関すること。 3. 応急無線通信に関すること。

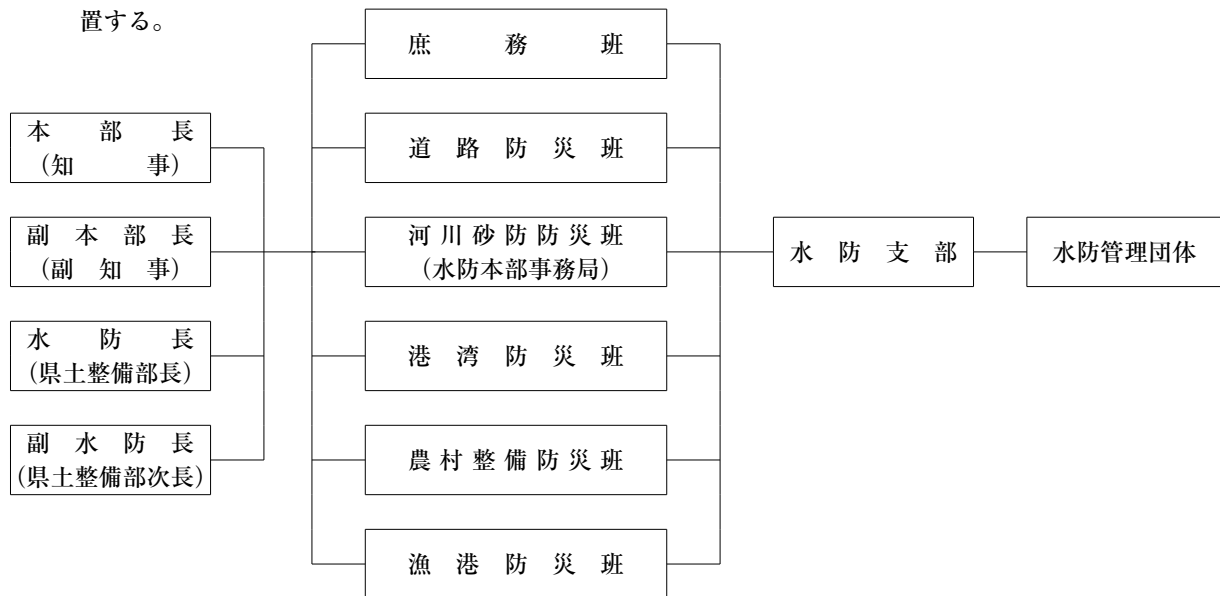
2-3-6 水防組織

(1) 青森県における水防組織

1. 本部の水防組織

ア 本部の水防組織

法第10条の1項及び気象業務法第14条の2の第1項の規定により、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれになくなったと認められるときまで、県下の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために青森県水防本部を設置する。



(注) 1. 水防本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、県に災害対策本部が設けられた場合、この本部の組織に入り、水防事務を処理する。

2. 水防本部各班の分担任務

本部の構成	担当課	分担任務
本部長	知事	統括及び指揮監督
副本部長	副知事	本部長の補佐及び本部長の不在のときの任務の代理
水防長	県土整備部長	水防体制の立案と推進
副水防長	県土整備部次長	水防長の補佐及び水防長不在のときの任務の代理
庶務班	監理課	車両の確保及び配車 本部員の招集、交代、休養、予算 その他、他班に属さない一般庶務
道路防災班	道路課	道路災害状況の情報把握及び連絡 道路の交通確保、交通不能箇所の調査 災害応急対策の計画立案
河川砂防防災班	河川砂防課	河川及び海岸の被害状況調査及び連絡 ダムに関する情報の把握及び連絡 気象、水象に関する情報の収集及び記録 水防活動の指導と水防用資器材の補充等の指示 関係機関との伝達及び連絡 砂災害状況の情報把握及び連絡 地すべり、急傾斜地等危険箇所の調査 災害応急対策の計画立案
港湾防災班	港湾空港課	港湾区域等の被害状況調査、連絡並びに海象に関する情報の収集及び記録、災害応急対策の計画立案
農村整備防災班	農村整備課	防災ダム及び農業用ダム等に関する情報把握及び連絡、ため池危険箇所及び排水機場運転状況等の調査、災害応急対策の計画立案
漁港防災班	漁港漁場整備課	漁港区域等の被害状況調査、連絡並びに海象に関する情報の収集及び記録、災害応急対策の計画立案

3. 支部の水防組織

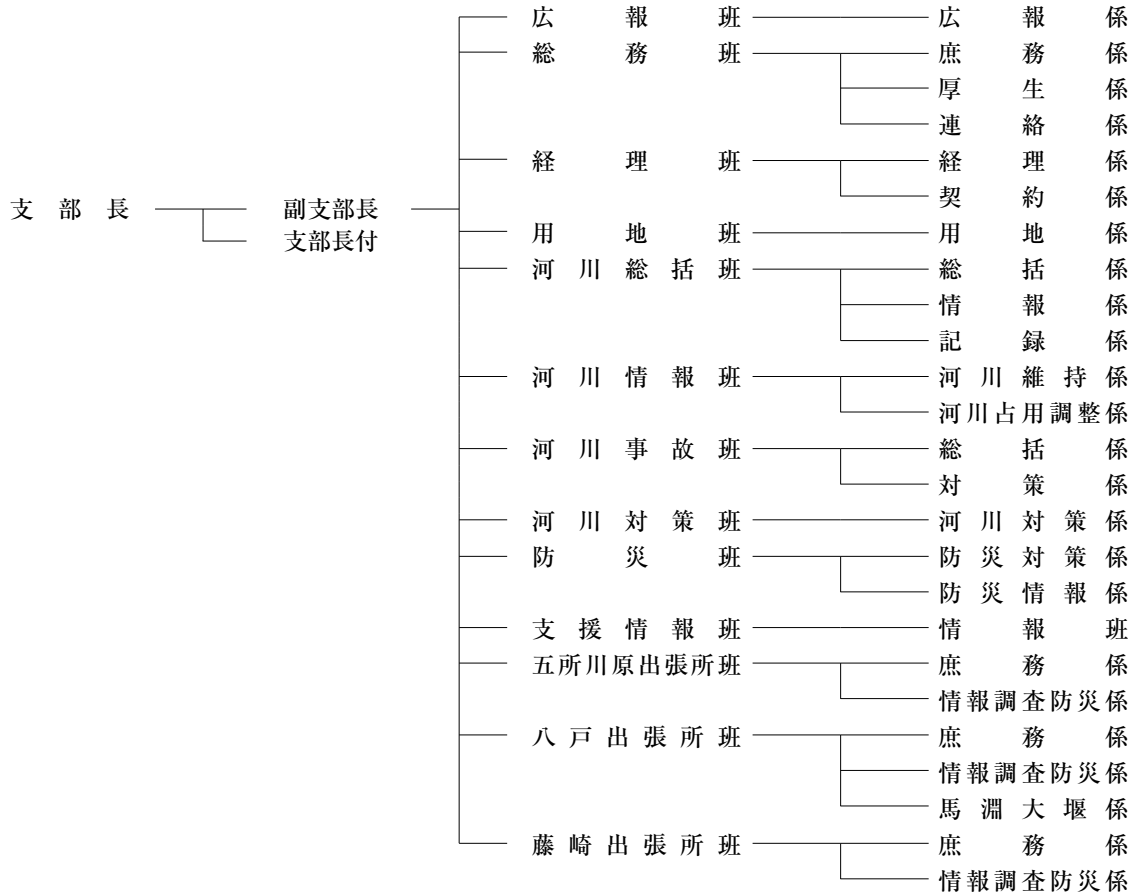
各地域県民局地域整備部に支部をおき、部長を支部長とし、各職員をもって次のとおり組織する。



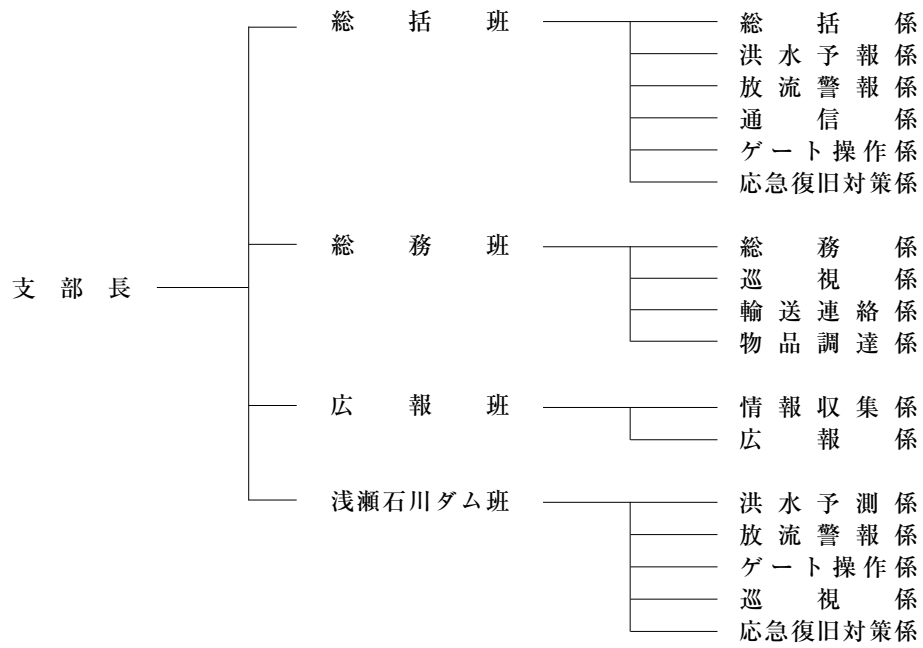
(2) 国における水防組織

ア 国土交通省青森支部の水防組織

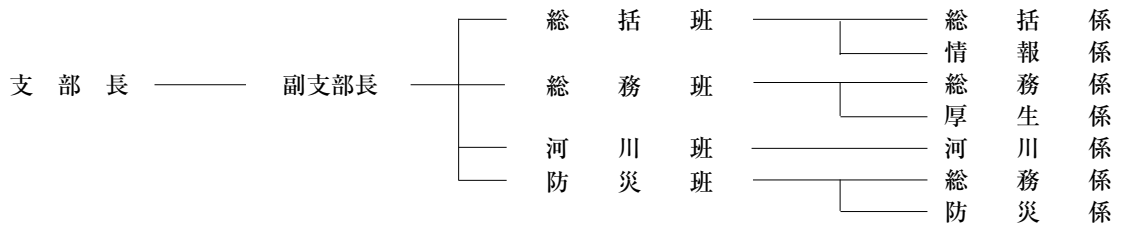
青森支部体制編成表



イ 国土交通省岩木川ダム統合管理支部の水防組織
 岩木川ダム統合管理支部体制編成表

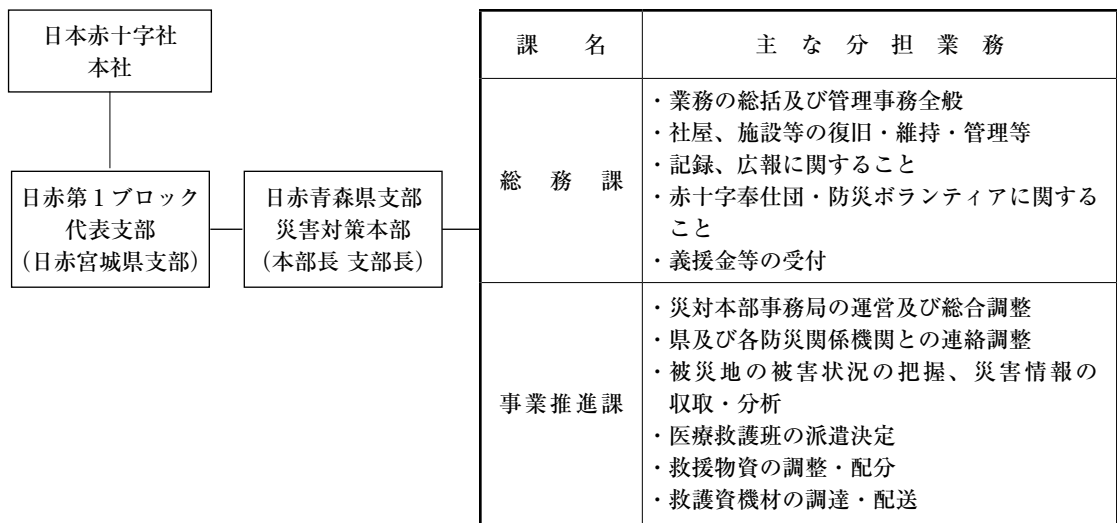


ウ 国土交通省高瀬川支部の水防組織
 高瀬川支部体制編成表 (0176-28-7135)



2-3-7 日赤県支部災害対策組織図

日本赤十字社青森県支部災害対策組織図及び主な業務区分は次のとおりである。



- (注) 1. 本部長である支部長が不在の場合は、副本部長である事務局長が職務を代理する。
2. 本機構は、災害発生時における応急救護の組織であり、班員はそれぞれ班長の所属する課員とする。
3. 日赤県支部事務局が救護本部として業務を開始するときは、救護本部長の指示による。
4. 各班は相互援助を密にして、応急援護の実を挙げる。
5. 各班は平常時において、救護本部としての業務が直ちに開始できるよう準備を整える。